

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条・第4条）

第3章 こどもの権利等（第5条）

第4章 それぞれの果たすべき役割（第6条―第10条）

第5章 基本となる施策（第11条―第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

こどもは、未来をつくる大切な存在であり、希望です。

かけがえの無い個性を持ち、未来への無限の可能性を秘めた、こどもたちの一人ひとりが、愛情や思いやり、人と人との触れ合いや支え合いの中で、個性豊かにのびのびと育まれることができる社会は、全ての市民の理想とするところです。

私たちは、こどもを権利の主体として尊重し、さらに、こどもが自らの可能性を広げられるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指すため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもを育む上での基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の果たすべき役割を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体でこどもの成長を応援し、こどもの未来が輝くまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等 学校その他こどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設等をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 基本理念

第3条 こどもの未来が輝くまちを実現するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) こどもが未来への希望を持ち健やかに成長できるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備すること。
- (2) こどもが自らの思いや意見を自由に表明することや、権利の主体であることを尊重すること。
- (3) こどもの最善の利益を実現するため、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう必要な支援を行うこと。

(4) こどもの主体的に生きる力を育み、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うこと。

(5) 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、それぞれの役割を果たし、かつ、相互に連携協力すること。

第4条 全てのこどもは、前条に定める基本理念の下に生まれ、障がいの有無や、国籍の違い等にかかわらず、個人の属性や置かれた状況に応じて必要な支援を受けることができる。

第3章 こどもの権利等

（こどもの権利及び他者の権利の尊重）

第5条 こどもには、安心して自分らしく生きるために次に掲げる権利が保障され、また、何人も、その権利を侵害してはならない。

- (1) 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (2) 自分の意思や考えを自由に表現し、自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- (4) 性別、年齢、障がいの有無、国籍や宗教など、いかなる理由を元とした差別も受けないこと。
- (5) いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力や不適切な環境から守られ、プライバシー及び名誉が守られた、安全で安心な環境で生活すること。
- (6) 悩みや困りごとを相談し、支援を受けることができ、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めること。

2 こどもは、自分の権利が保障されるのと同様に、他者の権利を尊重しなければならない。

第4章 それぞれの果たすべき役割

（市の役割）

第6条 市は、この条例の基本理念にのっとり、こどもの意見を踏まえながら、こどもを社会全体で育むための施策を策定し、総合的、計画的に推進するとともに、関係機関がそれぞれの役割を果たせるよう支援し、相互に連携及び協力するものとする。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、家庭がこどもの心身の成長及び人格の形成にとって最も大きな役割を担っていることを認識するとともに、こどもの個性と人格を尊重し、こどもが社会の中で生きていく力を育むことができるよう支え、また、こどもと向き合い、こどもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民等は、こどもが安心して遊び、学ぶことができるよう、その地域においてこどもを見守るとともに、地域がこどもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、地域で行われる行事等において、多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験の機会を積極的にこどもに提供するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第9条 学校等は、こどもの興味や関心を引き出すことにより、こどもが心身ともに健やかに成長し、主体的に生きる力を身に付けることや、その能力を高めること、可能性を最大限に広げることができるよう取り組むとともに、こどもが安全かつ安心に育ち、学ぶことのできる場となるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 1 0 条 事業者は、職場環境や事業活動が子どもを育てる家庭や子どもの育成に与える影響の大きさを認識し、雇用する従業員が子育てと仕事を両立できるよう必要な環境の整備及び従業員への周知を行うとともに、子どもが社会の仕組みや様々な職業、地域における産業等に対する興味を持ち、理解を深めることができる機会の提供に努めるものとする。

第 5 章 基本となる施策
（子どもの育ちの支援）

第 1 1 条 市は、子どもが健やかに成長することができるよう、安全で安心できる環境を整備するとともに、子どもの成長段階に応じた支援を切れ目なく行うものとする。

（遊びや多様な経験、学び等の機会の提供）

第 1 2 条 市は、子どもが豊かな自己を育み、可能性を広げることができるよう、遊びや多様な経験、学び等の機会や場所の提供を図るとともに、参加できる環境を整えるものとする。

（子どもの状況に応じた適切な支援等）

第 1 3 条 市は、次に掲げる状況にある子どもが、この条例の基本理念に基づき育まれるよう特に配慮することとし、第 1 1 条に定める支援や、前条に定める遊びや多様な経験、学び等の機会の提供について適切に行うものとする。

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の障がいのある子どもや、医療的ケアが必要な子ども
- (2) 国外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親とも又はそのいずれか一方が外国人である子ども
- (3) 虐待を受けている又はそのおそれがある子ども
- (4) いじめを受けている子ども
- (5) 不登校の子ども
- (6) 家事や家族の世話、介護等を行うなどの過度な負担を抱えている子ども
- (7) 家庭、学校又は地域で孤立しているなど居場所の支援が必要な子ども
- (8) 前各号に定めるほか、特に支援が必要な子ども

（子育て家庭等への支援）

第 1 4 条 市は、市民が安心して子どもを出産し、育てることができるよう、妊産婦、保護者等に対してそれぞれの段階における必要な支援を行うものとする。

2 前項に定める施策については、経済的に困難な家庭やひとり親家庭など、様々な状況にある家庭に対し、その状況に応じた適切な支援や、子どもを育てやすい環境の整備に努めるものとする。

（支援情報の提供及び相談体制の充実）

第 1 5 条 市は、子ども及び保護者が必要な支援を受けられるように適切な情報提供を行うほか、安心して悩みを相談できるよう、国、県、学校等、事業者その他の関係機関と連携し、その体制の充実を図るものとする。

（周知）

第 1 6 条 市は、この条例の趣旨について、子どもを含めた全ての市民の関心を高め、理解を深めるため、必要な周知を行うものとする。

第 6 章 雑則
（委任）

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。